

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

別紙

雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度

特例以外の場合の 雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置		
	現行 (一般的な場合)	緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は 全国で以下の特例措置を実施	(参考) リーマンショック時
経済上の理由により、 事業活動の縮小を余儀なく された事業主	新型コロナウイルス感染症の影響 を受ける事業主 (全業種)	新型コロナウイルス感染症の影響 を受ける事業主 (全業種)	経済上の理由により、事業活動の縮小を 余儀なくされた事業主 (全業種)
生産指標要件 (3か月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1か月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1か月5%以上低下)	生産指標要件緩和 (3か月5%以上低下)
被保険者が対象	据え置き	雇用保険被保険者でない労働者の 休業も助成金の対象に含める	被保険者が対象
助成率 2/3 (中小) 1/2 (大企業)	据え置き	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10(中小)、 3/4(大企業))	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10(中小)、 3/4(大企業))
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める (1月24日～5月31日まで)	計画届の事後提出を認める (1月24日～6月30日まで)	やむを得ないと認められる場合は、 事前に提出があったものとみなす
1年のクーリング期間が 必要	クーリング期間の撤廃	同左	クーリング期間の撤廃
6か月以上の被保険者期間 が必要	被保険者期間要件の撤廃	同左	被保険者期間要件の撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左	同左+上記対象期間	3年300日

- 上記の拡充にあわせて、**短時間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、支給迅速化のため事務処理体制の強化、手続きの簡素化**も行うこととする
- 教育訓練が必要な被保険者について、教育訓練の内容に応じて、**加算額を引上げる**措置を別途講じる

令和2年度補正予算（第1号）の概要

1. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費 167,058億円

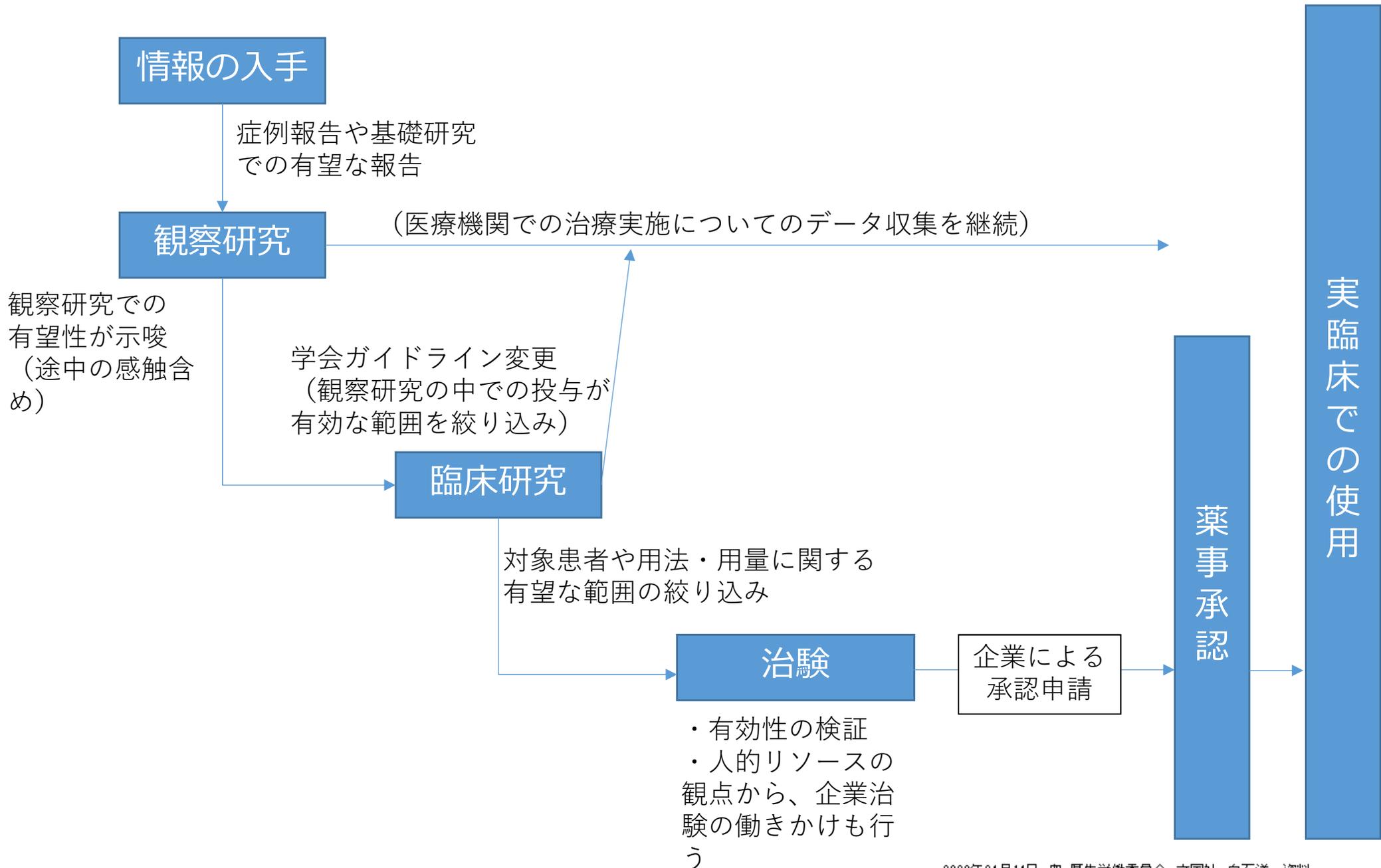
(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発 18,097億円

- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）〔1,490億円〕
（PCR検査機器整備、病床・軽症者等受入れ施設の確保、人工呼吸器等の医療設備整備、応援医師の派遣への支援等）
- 医療機関等へのマスク等の優先配布〔953億円〕、人工呼吸器・マスク等の生産支援〔117億円〕
- 幼稚園、小学校、介護施設等におけるマスク配布など感染拡大防止策〔792億円〕、全世帯への布製マスクの配布〔233億円〕
- アビガンの確保〔139億円〕、産学官連携による治療薬等の研究開発〔200億円〕、国内におけるワクチン開発の支援〔100億円〕、国際的なワクチンの研究開発等〔216億円〕
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）〔10,000億円〕

(2) 雇用の維持と事業の継続 106,308億円

- 雇用調整助成金の特例措置の拡大〔690億円〕
※ 上記は一般会計で措置した週労働時間20時間未満の雇用者に係るものであり、20時間以上の雇用者については、労働保険特別会計で7,640億円を措置している。
- 中小・小規模事業者等の資金繰り対策〔38,324億円〕
- 中小・小規模事業者等に対する新たな給付金〔23,176億円〕
- 生活に困っている世帯に対する新たな給付金〔40,206億円〕
- 子育て世帯への臨時特別給付金〔1,654億円〕

治療薬の開発フロー（イメージ）



「他県で助成例があることは知っていましたが、愛では自費で受けるしかないと覚悟して…。支援してくれると聞き、本当にうしかったです」。松前町井の宮内仁美さん(37)は、顔で感謝した。

宮内さんの長男理久斗君(3)は3歳だった2016、血液がんの一種の骨髄



形成症候群と分かり、治療で造血幹細胞移植(骨髄移植)を受けた。移植で病は治ったが、移植前の予防接種で得た免疫が失われ、接種が必要に。回復を待たず昨夏、同町のむかいだ小児科を訪ねた。

上 ワクチン再接種の助成

自治体「特例」じわり拡大

種期間を延長できる特例制度はあるが、再接種の場合自己負担がほとんど。多くて20万円程度かかる。

同小児科の向田隆通院長は「何か手だてはないか」と、松前町に助成を打診。

町は「困っている人がいるなら」と昨年11月に特例として助成を決め、再接種にかかる実費全額(計約10万円)を補助した。

同町健康課保険センター係の森内美奈子課長補佐は「入学前の大事な時期に間に合って良かった。子どもさんに一番いい方法を考えました」。要綱改定には時間がかかり、対象者が少ないこともあって「今後個別に特例として対応し、補助する方針」という。

骨髄移植などの治療によって予防接種で得た免疫を失った子どもに、ワクチン再接種費用の助成を「そんな要望に応える自治体が近年、少しずつ増えてきている。県内では松前町が第1例で、砥部町も続いた。小

児医療関係者は、どこに住んでいても助成が受けられるよう、制度化や支援拡大を求めている。

理久斗君の主治医で、愛媛大小児科の森谷京子助教によると、県内で骨髄移植が必要な小児患者は年10人未満程度。子どもは移植でほぼ免疫が失われ、感染症にかかれば重症化しやすく

治療後の人生も長いことから、ワクチン再接種の必要性、緊急性は高いという。県内の患者や再接種の担当医には「今後も個別に助成の可能性があることをアナウンスしたい」と話す。

2例目は、松前町の例を森谷さんから聞いた母親が砥部町に相談、今年4月に特例として助成に至った。

「はい、ちょっと我慢して」。向田隆通院長(左)のもと、元気に再接種を受ける宮内理久斗君(中)と母仁美さん(右)＝6月、むかいだ小児科



他方、対象者が多いと想定される松山市は「数件相談があったが、まだ国の動向を見ながら検討中」(保健予防課)と、助成はしていない。森谷さんは、家族の負担や自治体の対応のばらつきを考えると「定期予防接種が制度として行われてる以上、再接種が必要な子ども一律に制度化して守ってほしい」と訴える。

厚生労働省の調査では、助成制度がある自治体は昨年7月時点90。全国の5・2%にとどまる。

がんの子どもを守る会など全国の患者団体は昨夏、支援拡大の要望書を国と都道府県に提出。今年1月の県がん相談支援推進協議会でも、大阪府が再接種費用を補助する市町村に財政措置を始めたことを受け「愛媛県もぜひバックアップを」との要望が出た。がん対策を担う県健康増進課は「国の制度なので国の動向を注視したい」とし、現時点で支援は検討していない。

宮内さんは「治療時の経済的、精神的負担は大きくて、やっと元気になったのにまたお金がかかるの、と不安だった。お金だけでなく、行政や医療者が支えようとしてくれる気持ちがある。それがいいです」と振り返る。その上で「他の県内の子どもにも支援が広がってほしい」と願っている。

9月はがん正庄月間。県は第3期(2018～23年度)がん対策推進計画で「ライフステージに応じたがん対策」の充実を掲げている。特に小児とAYA(アヤ、15～39歳の思春期・若年成人)世代のがん患者は、それぞれ全体の約0・2%、2%と少なく、直面する課題は多様。高齢者中心の医療・福祉制度のほごまで、支援策も情報も不足し、孤立している。

誰しもがんにかかる年齢は選べない。年齢や人数にかかわらず、すべての県民が安心して療養生活を送れるよう「支える手」を増やしたい。あまり知られていない問題点と、少しずつ進む取り組みを紹介する。(早瀬昌美)

「はい、ちょっと我慢して」。向田隆通院長(左)のもと、元気に再接種を受ける宮内理久斗君(中)と母仁美さん(右)＝6月、むかいだ小児科

身体障害者補助犬法の概要(平成14年5月29日 法律第49号)

法の目的と定義(第一章)

【目的】

良質な補助犬の育成、補助犬使用者の施設利用の円滑化をもって、身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与する

【定義】

- 盲導犬…道交法で定める盲導犬
- 介助犬…肢体不自由のある方のために物の拾い上げ及び運搬等の肢体不自由を補う補助を行う犬
- 聴導犬…聴覚障害のある方にブザー音等を聞き分け、使用者に必要な情報を伝え、必要に応じ音源への誘導を行う犬

訓練事業者の義務等(第二章)

- 良質な補助犬の育成(適正のある犬の選択、獣医師等との連携確保、使用者に必要な補助の把握)
- 育成した補助犬の使用状況の調査、必要に応じた再訓練

使用者の義務等(第三章、第六章)

- 身体障害者補助犬の行動の適切な管理
- 訓練を受けて認定された補助犬である旨の表示
- 獣医師の指導を受け、犬に愛情をもって接する。
- 衛生の確保(予防接種等)

補助犬の認定(第五章)

※盲導犬については、当分の間適用されない。

- 指定法人…厚生労働大臣が指定する補助犬の認定事務を行う法人
 - 身体障害者が同伴して他人に迷惑を及ぼさない等、適切な行動をとる能力があることの認定
 - 認定した補助犬が能力を欠くこととなった場合の認定取消

施設の円滑な利用(第四章)

- 国等、公共交通事業者等、不特定かつ多数の者が利用する施設において補助犬を同伴するのを拒んではならない
- 政令で定める規模の民間企業における就業者が補助犬を同伴するのを拒んではならない(※2)
- 民間住宅で補助犬を同伴するのを拒まないよう努めなければならない

※施設等を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない

苦情相談窓口について(第七章)

- 都道府県、指定都市、中核市における苦情窓口の設置(※1)

- 施行日 平成14年10月1日
- 一部改正 平成19年12月5日
施行日:平成20年4月1日(※1)
施行日:平成20年10月1日(※2)